

報道関係者各位

令和6年4月16日

固定資産税納税通知書の送付誤りについて

令和6年度固定資産税納税通知書において、送付誤りがあったことが判明しましたので、報告します。

- 1. 判明した経緯**

所有していない固定資産税の納税通知書が届いたという連絡が市民からあり、送付誤りが判明しました。
- 2. 概要**

誤送付があった件数: 4件
- 3. 原因**

法務局からの所有権移転に係る通知書を入力する際に、氏名だけで判断し、住所等の確認作業を十分に行っていなかったことにより、事務処理を誤り、同姓同名の別人に納税通知書を発送したものです。
- 4. 調査**

令和5年度中に所有権移転の通知があった約1万件のうち、同筆による重複分等を除いた約1,500件について再調査した結果、同様の誤りが計4件あったことが判明しました。
- 5. 対応**

対象者に、事情を説明し謝罪を行い、納税通知書を返還していただくよう対応を進めています。
- 6. 再発防止策**

事務処理手順を再確認し、複数の職員によるチェック体制を強化するなど再発防止に努めてまいります。

